居宅介護支援事業所重要事項説明書

(令和6年6月1日改正)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話	047-403-3113
営業時間	午前9時~午後5時

※ ご不明な点は、何でもおたずねください

2. 当事業所の概要

(1)居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所	前原ハート 居宅介護支援事業所
所在地	千葉県船橋市前原東 4-21-6
介護保険指定番号	千葉県 1270907817 号
サービスを提供する地域	船橋市、習志野市(津田沼、鷺沼、大久保、藤崎、谷津)

(2)事業所の職員体制

	常勤 (兼務)	非常勤	業務内容	備考
管理者	1名		管理業務・ケアマネジメント	
介護支援専門員	4名	1名	ケアマネジメント	
事務員	1名		事務	·

(3)営業日及び営業時間

営業日	月曜日~金曜日(祝日及び12月30日~1月3日を除く)
休業日	日曜日、祝日及び12月30日~1月3日
営業時間	午前9時~午後5時
	必要に応じ利用者等からの相談に対応するため、24 時間電話連絡
備考	可能な体制を確保しております。047-403-3113 宛に電話して頂き
	ますと、ケアマネジャーへ連絡できます。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

1	重要事項説明及び契約書の締結(契約開始)
2	担当の介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
3	居宅サービス計画に対するご利用者の同意(保険者へ提出)
4	居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定
5	サービスの提供開始

4. 当事業所の特徴

(1)運営方針

①要介護状態にあるご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて 自立した日常生活を営むことができるように支援するため、ケアプランをご利用者にお 渡し、状況把握の為に月一回の訪問かつ月一回のモニタリングを行い、要介護認定、認 定変更等の際にはサービス担当者会議を開催又は意見の照会を行います。(但し、著しい 状態の変化を伴う利用者については、主治も医師等の助言を得ることを前提として、サ ービス担当者会議を開催しない場合もあります。)

- ②ご利用者の心身の状況、また、置かれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づいた 適切な福祉サービスおよび保健医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に 提供されるよう支援いたします。
- ③指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重すると共にご利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類、又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を実施いたします。
 - ・ご利用者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所については、複数の事業所 の紹介を求めることが可能です。
 - ・ご利用者は、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- ④市区町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ⑤障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における 介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との連携を図ります。
- ⑥ご利用者の入退院に際しては、医療機関との連携を図ります。 ご入院の際には、ご利用者又はご家族より、担当する介護支援専門員の氏名等を入院先 医療機関に別紙連絡表にて提供してください。
- ⑦平時から医療機関との連携を図ります。
 - ・サービス事業者から利用者の情報をうけた時には、利用者の服薬状況、口腔機能その 他の心身又は生活の状況に係わる情報のうち必要と認められるものを、利用者の同意 を得て、主治の医師もしくは歯科医師もしくは薬剤師に提供します。
 - ・利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等医療サービスの利用を希望している場合、主治の医師又は歯科医師から意見を得てケアプランを作成した場合は、そのプランを主治の医師又は歯科医師に交付します。

(2)サービス利用のために

事項		備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はご相談下さい
調査(課題把握)の方法	有	事業所独自様式
介護支援専門員への研修の実施	有	採用時研修・・・採用後1ヶ月以内 継続研修・・・年5~6回

5. 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化があった場合には、事前の打ち合わせに従い、親族・主治 医救急隊等へ連絡します。

氏名	
住所	
電話番号	
備考	

医療機関名	
医師名	
住所	
電話番号	

6. サービス内容に関する苦情相談窓口

(1)当事業所の苦情相談担当者

管理者 江田 豊仁 電話:047-403-3113

(2)当法人の苦情相談担当者

代表取締役 村山 哲哉 電話:047-403-5731

(3)その他

当方以外に、区町村の相談・苦情窓口宛に苦情を伝えることができます。

船橋市介護保険課 電話:047-436-2303

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話:043-254-7428

7. 事故発生時の対応等

(1)サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行います。

(2)サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

8. 利用料金

(1)居宅介護支援の利用料金(基本料金及び加算料金)は以下の通りですが、要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

・基本料金 要介護1・2 11,772円要介護3・4・5 15,295円

・加算料金・・・各々について、要件を満たした場合に算定されます。

加算名	料金	算定要件(抜粋)
		介護支援専門員の配置について、常勤専従の主任介護支援専門
		員を 1 名以上、常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置して
		いること
特定事業所加算Ⅱ	4,563 円	24 時間連絡体制が確保されていること(他の事業所との連携によ
		る対応可)
		計画的研修を実施していること(他の事業所との連携による対応
		可)
		新規に居宅サービス計画を作成する場合
		要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成
初回加算	3,252 円	する場合
		要介護状態が二区分以上変更の場合に居宅サービス計画を作成
		する場合
入院時情報連携加算(I)	2,710 円	利用者の入院した日のうちに、入院先医療機関の職員に対して
		当該利用者に係る必要な情報提供した場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,168 円	利用者の入院後、3日以内に入院先医療機関に入院先医療機関の
		職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供した場合

退院・退所加算		医療機関や介護老人保健施設等を退院・退所し、居宅サービス		
連携1回※	4,878 円	等を利用する場合において、医療機関等の職員と面談を行い、		
	6,504 円	利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居		
連携2回※	6,504 円	宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。但し、入院ま		
	8,130 円	たは入所期間中につき1回を限度。初回加算との同時算定はし		
連携3回	9,756 円	ない。(※:カンファレンス参加ない時)		
	542 円	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に必要な情報提供を行		
通院時情報連携加算		い、医師等から情報提供を受けた上でケアプランに記録した場		
		合。		
	4,336 円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に		
		関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死		
ターミナルケアマネジメ		亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上、当該利用者又はその家		
ント加算		族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心		
		身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置		
		付けた居宅サービス事業者に提供した場合。		
	2,168 円	病院の求めにより、病院の医師又は看護師等と共に利用者の居		
緊急時等居宅カンファレ		宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に		
来忌時等店モガンファレンス加算		必要な居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定す		
		る。1月に 2 回を限度として加算する。		

※保険料の滞納により、法定代理受領をできなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市区町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2)解約料金はかかりません。(契約はいつでも解約することができます。)

9. 個人情報の保護

- (1)利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき、個人情報の保護に努めるものとします。
- (2)個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づきかつ迅速に対応するものとします。

10. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1)従業者への研修実施
- (2)虐待防止のための対策を検討する委員会として、虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底。
- (3)虐待の防止等のための責任者の設置

11. 業務継続に向けた取組

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を行っています。

12. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の 開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を行って います。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施について

千葉県社会福祉協議会が毎年9月に評価を実施しており、評価結果についてはインターネットにて開示しています。

14. 当組織の概要

名称・法人種別 株式会社 前原ハート 前原ハート 居宅介護支援事業所

代表者役職·氏名 代表取締役 村山 哲哉

所在地・電話番号 〒274-0824 千葉県船橋市前原東 4-21-6 TEL:047-403-5731

令和 6年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して、契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

住 所: 千葉県船橋市前原東 4-21-6

事業所名: 前原ハート 居宅介護支援事業所

管理者: 江田 豊仁

説明者:

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、 居宅サービス計画作成に同意しました。

契約者:(利用者)氏名

家族等:(代理人)氏名 (続柄)